入札公告の訂正

次のとおり訂正します。
平成 26 年４月 11 日
日本郵便株式会社調達部担当執行役員
河村　学
◎調達機関番号　411　◎所在地番号　13
1　掲載日
平成26年４月２日（号外政府調達第60号・10ページ）
2　訂正内容
○第２号（№２）
⑴　１⑵中、「区分機用メークアップインク9,297本（予定）」を「区分機用メークアップインク106,965本（予定）」に訂正します。
⑵　６⑶中、「About 9,297 Makeup Ink for Letter Sorting Machine」を「About 106,965 Makeup Ink for Letter Sorting Machine」に訂正します。

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成 26 年４月 11 日
支出負担行為担当官
北海道開発局札幌開発建設部長　本田　幸一
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　01
○開発札幌第３号
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　石狩川改修附帯工事の内　幌向川西５号橋上部工製作架設工事（電子入札対象案件）
⑶　工事場所　北海道江別市
⑷　工事内容　橋梁延長（幅員：W＝6.0m）：L＝223.7ｍ、桁延長（支間長：61.0＋100.0＋61.0）：L＝223.0m、橋梁型式（３径間連続鋼床版箱桁）：N＝一式、工場製作工（耐候性鋼材）：W＝約670ｔ、工場塗装：A＝約7,720㎡、輸送工：N＝一式、鋼橋架設工（クローラクレーンベント工法）：N＝一式、鋼床版工：N＝一式、現場塗装：A＝約425㎡、橋梁付属物（支承工）：N＝８基、（伸縮装置工）：N＝２箇所、(落橋防止装置工）：N＝８基、(排水装置工）：L＝約86m、高欄・地覆工：N＝一式
⑸　工期　契約締結日の翌日から平成28年１月22日まで。
⑹　使用する主要な資機材　なし
⑺　本工事は、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
⑻　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑼　本工事は、入札時に施工方法等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する入札時ＶＥ方式（総合評価落札方式）の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式(技術提案評価型Ｓ型）の試行工事である。また、本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、入札時ＶＥ方式（総合評価落札方式）に係るものを除く。
⑽　本工事は、いわゆるダンピング受注に係る公共工事の品質確保及び下請業者へのしわ寄せの排除等の観点から、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合、重点的に監督・検査等の強化を行う試行工事である。
⑾　本工事は、工事の監督及び検査において、「施工プロセスを通じた検査実施要領」に基づき、品質検査員が工事実施状況、出来高及び品質について臨場により確認を行う「施工プロセスを通じた検査」の試行工事である。
⑿　本工事は、中間前金払に代わり、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を適用する。
⒀　本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。本工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、契約締結後、受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意することとする。
なお、本方式の実施に当たっては、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」に基づき行うものとする。
また、実施方式については、単価等を個別に合意する方式（以下「単価個別合意方式」という。）によることとする。なお、協議開始の日から14日以内に「単価個別合意方式」による協議が整わない場合は、「単価包括合意方式」にて行うものとする。
⒁　本工事は、北海道開発局が推進している「北海道エコ・コンストラクション・イニシアティブ」の施策の一環として工事現場におけるCO_2削減量を「見える化」する取り組みとして「環境家計簿」を試行する予定であるが、試行の有無については、監督員と協議の上、決定するものとする。
⒂　本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出時に積算に必要な直接工事費について記載した見積書（以下「見積書」という。）の提出を求め、見積書を予定価格に反映させる工事である。
2　競争参加資格　次に掲げる条件をすべて満たしている者又は当該者を構成員とする特定建設工事共同企業体で、北海道開発局長から入札参加資格の決定を受けた者。
なお、特定建設工事共同企業体については、北海道開発局長が別に公示する申請方法に基づき、特定建設工事共同企業体の資格審査を申請すること。
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　北海道開発局における工事区分「鋼橋上部」に係る一般競争参加資格の決定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道開発局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再決定を受けていること。）。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再決定を受けた者を除く。）でないこと。
⑷　平成11年度以降に、次のアからウの要件を満たす製作及び架設の工事を元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、下記アの要件を満たす製作及び架設の工事を元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。
ア　道路橋（A活荷重又はＴＬ－20以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。
イ　橋梁型式が鈑桁橋及び単純箱桁橋を除く鋼橋であること。ただし、鋼床版箱桁橋は施工実績として良い。
ウ　最大支間長が70m以上であること。
ただし、アからウは同一工事であること。
なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
⑸　本工事に係る施工計画が適正であること。
この施工計画の提出に当たって、入札説明書の別冊図面及び別冊仕様書に参考として示された図面及び仕様書（以下「標準案」という。）の内容について、これと異なる施工方法等（以下「技術提案」という。）で施工しようとする場合は、その内容を示した施工計画を提出すること。
⑹　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事の現地での架設期間に専任で配置できること。現地での架設期間は平成27年４月下旬から平成27年11月下旬までを予定する。
なお、受注者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において監督職員との協議により、主任技術者又は監理技術者を変更できるものとする。
ア　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、２級以上の国家資格を有する主任技術者を配置すること。
イ　平成11年度以降に、上記⑷本文に掲げる橋梁架設工事の経験を有する者であること。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員が配置する技術者については、上記⑷アに掲げる橋梁架設工事の経験を有すること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。